

別表1 (第3条第2項関係)

補助対象事業の対象経費

- ・ 補助対象事業に必要な光熱水費
- ・ 補助対象事業に必要な消耗品
- ・ 補助対象事業の遂行上、安全を確保するために必要なもの
- ・ 補助対象事業の遂行上、必要な保険代
- ・ 草刈機など補助対象事業に必要な機器の購入及び修繕費
- ・ その他、対象経費として市長が認めるもの

別表2 (第3条第3項第4号関係)

補助対象事業の経費とならないもの

- ・ 補助事業者等の構成員に対する報償費
- ・ 食糧費
- ・ 消耗品のうち、活動に対するお礼用品
- ・ 見舞金、慶弔費等の交際費
- ・ 講習会の参加費
- ・ 町会等への分担金